

尾道市沿道建造物等修景事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年8月1日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市沿道建造物等修景事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第1項に基づき作成し、同条第8項に基づく主務大臣の認定を受けた尾道市歴史的風致維持向上計画（以下「尾道市歴史的風致維持向上計画」という。）に記載されている重点区域内で、沿道建造物等の所有者等が行う修景整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては尾道市補助金交付規則（昭和38年規則第18号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 沿道建造物等 尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域内にある建築物、工作物等のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 尾道市歴史的風致維持向上計画で定めた道路美装化対象路線又は既に美装化された路線若しくは参道に面するもの
 - イ 尾道市景観地区内にあるもの
- (2) 修景整備 尾道市歴史的風致維持向上計画に掲げる歴史的風致の維持及び向上に寄与することを目的とする沿道建造物等の外観の整備、設備等の遮蔽物の設置による整備等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、修景整備を行う沿道建造物等の所有者又は管理者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞

納していない者

- (2) 次条第1項に規定する補助対象事業に関して、国、県又は市の他の制度による補助金を受けていない者
(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、修景整備を行う次に掲げる事業とし、原則として補助金の交付申請をする年度内に完了するものとする。

- (1) 建築物の外観を整備する事業
(2) 門、塀、日除け等の外観を整備する事業
(3) 空調、給排水等の設備に遮蔽物の設置等を行う事業

2 補助対象事業は、尾道市景観計画等で定める景観形成の方針に沿うものであって、かつ、関係法令等が遵守されたものでなければならない。

3 補助対象事業を行う沿道建造物等が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域に所在している場合には、補助対象にすることはできないものとする。ただし、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3に規定する構造方法で改修工事を行っている場合を除く。

4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、補助対象事業に要する費用とする。ただし、設計料、申請手数料等、直接補助対象事業と関係のない経費及び新たに屋外広告物を設置するための経費を除く。

5 補助対象事業は、沿道建造物等につき、1回に限り行うことができる。

6 補助対象事業の施工業者は、原則として市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有する法人又は個人事業者に限るものとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業費の3分の2（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とし、その上限については、20万円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 沿道建造物等修景事業計画書
- (2) 付近見取図
- (3) 施工内容の詳細が分かる資料（平面図・立面図・外観イメージ図）
- (4) 現況写真
- (5) 工事等見積書（工事等に係る施工の詳細が分かるもの）
- (6) 誓約書（申請者用）（別記様式第2号）
- (7) 誓約書（所有者用）（別記様式第3号）（申請者が当該申請に係る沿道建造物等の所有者と異なる場合に限る。）
- (8) 市税等納付状況照会承諾書（別記様式第4号）
- (9) その他市長が必要と認める書類
（交付決定等）

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（別記様式第6号）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が、交付決定を受けた補助対象事業の内容を変更し、又は当該補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに補助金交付決定変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第7号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認するときは、補助金交付決定変更（中止・廃止）承認通知書（別記様式第8号）を当該交付決定者に通知するものとする。

（補助対象事業の完了）

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記様式第9号）に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

（完了検査）

第10条 市長は、前項の実績報告書の提出を受けたときは、市職員をして補助対象事業の完了を確認するための検査をさせるものとする。

2 前項の検査を行った職員は、検査の結果、適正に補助対象事業が完了

していると認めたときは、検査調書（別記様式第10号）を作成するものとする。

（補助金の額の確定及び通知）

第11条 市長は、前条第1項の検査の結果が適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（別記様式第11号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金交付請求書（別記様式第12号）を市長に提出するものとし、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（財産の処分の制限）

第13条 この要綱に基づく補助金の交付を受けて修景整備を行った沿道建造物等の所有者又は管理者は、原則として補助対象事業が完了してから10年間は、当該沿道建造物等の外観の変更若しくは除却又はこれらを前提とした譲渡をしてはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 誓約書に記載された事項に違反があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、補助金交付取消通知書（別記様式第13号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還通知書（別記様式第14号）により、その返還を求めるものとする。

2 前項の返還は、当該返還に係る通知を受けた日から60日以内に行わなければならない。

付 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行し、令和4年度に交付する補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、改正後の尾道市沿道建造物等修景事業補助金交付要綱の規定は、令和6年度に交付する補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。